

平成 29 年 5 月 30 日
事 務 連 絡

熊本県健康福祉部長 殿

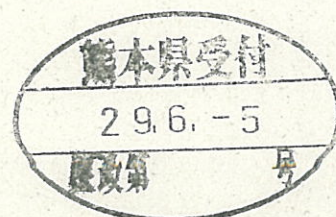
厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 5 版」
に関する Q & A について

平成 29 年 5 月 30 日に改正個人情報保護法が全面施行されたことへの対応、また、サイバー攻撃の手法の多様化・巧妙化、「IoT（モノのインターネット）」と称される新技術やサービス等の普及等、医療情報システムを取り巻く環境の変化に対応するために、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 5 版」を策定したところです。

今般、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 5 版」に関する Q & A についても、別紙のとおり策定しましたので、内容を御了知の上、貴管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関及び関係団体等に周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 5 版」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 5 版」に関する Q & A については厚生労働省ホームページへの掲載も予定しているので、念のため申し添えます。



表紙のみ

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第5版」

に関するQ&A

平成29年5月

総論	1
「3 本ガイドラインの対象システム及び対象情報」関係	5
「4 電子的な医療情報を扱う際の責任のあり方」関係	6
「5 情報の相互運用性と標準化について」関係	7
「6 情報システムの基本的な安全管理」関係	9
「7 電子保存の要求事項について」関係	17
「8 診療録及び診療諸記録を外部に保存する際の基準」関係	23
「9 診療録等をスキャナ等により電子化して保存する場合について」関係	26
「10 運用管理について」関係	29
「付則」関係	30
「付表」関係	30